

議長事務引継書

平成28年6月21日

前市議会議長 大川原 成彦

市議会議長 八木 米太郎

議長事務引継書 目 次

はじめに	1
< 庶務課 所管事項 >	
1 政務活動費について	
・ 領収書等のホームページでの公開及び議長勧告	3
・ 今後に向けて	3
2 議会関係予算について	
・ 賛助金の取扱い	3
・ 全国市議会議長会関連の研究会の取扱い	4
3 市議会議長会について	
・ 現状	4
・ 国への要望	4
・ 兵庫県市議会議長会の会長市就任に向けて	4
4 諸課題について	
・ 議会棟の有効活用	5
・ 議員旅費のあり方	5
・ 議長車の運用のあり方	5
5 正副議長団と事務局との連絡調整について	5
6 議会事務局所掌事務の見直し	5

《 議事調査課 所管事項 》

1	西宮市議会基本条例について	6
2	選挙期日と議員任期のずれについて	7
3	記者会見について	
	(1) 記者会見について	9
	(2) 定例会終了後の正副議長による記者会見について	9
4	常任委員会正副委員長及び書記との懇談会について	10
5	広報広聴特別委員会について	10
6	資料のデジタル化について	
	(1) 同期機能の活用	11
	(2) 勉強会等の実施	12
7	議場における写真・ビデオ撮影について	12
8	本会議における速記業務の見直しについて	12

はじめに

平成27年度は4月の改選により6月11日より新任期が始まった。前任期までの議会改革の議論を受け、議会基本条例の施行をはじめ、議員各位の協力のもと数々の改革を断行したこの1年は、いわば議会改革元年ともいえるべき年となった。

前任期中、議会基本条例の策定には多くの時間と労力が費やされ、緻密かつ丁寧な議論の上に条文は構築されたが、残念ながら議長・副議長の職務についての記述は十分とはいえなかった。それは議長団の職務の全容が、議会内においてすらなかなか見えていなかった事、議論の場となった議会改革特別委員会委員に正副議長経験者がほとんどいなかった事に起因していると思われる。

平成27年度議長団はこの点に着眼し、以下4点の指針に沿って行動した。

- I、議長団の職務について透明化を図り、内外に積極的に発信する
- II、過去の慣例を尊重するも、環境や時勢の変化に照らし、合理的な判断を行う
- III、議会内外の調整は議長団が行い、事務局に過度な負担をかけない
- IV、正・副議長は常に連携を保ち、議長団は事務局内の情報共有化に努める

前任期より既決の事業として、①インターネット中継の開始 ②タブレットの導入 ③議会報の改革 ④政務活動費の領収書等のHP公開、が開始されたほか、6月定例会後に議会運営委員会委員長より提案された、①本会議における質問時間の見直し ②役選の合理化 ③任期ずれの解消 の各議題についても、議会運営委員会での活発な議論の結果、一定の結論を得るに至った。特に③任期ずれの解消については、神戸市会、芦屋市議会との3市連絡会に兵庫県議会を加え、4団体での連絡会を発足させ、活発な協議及び国への要望活動を開始したところである。

平成27年度に立ち上げた広報広聴特別委員会については、前任期までの議会改革特別委員会に代わる重要な会議体として位置づけ、正副議長が揃って出席し、委員各位とともに精力的に議論を進めてきた。上記のインターネット中継やタブレットの導入の具体的実施や調整を行った。議会報の拡充にも力を注ぎ、委員長主導のもと「議員が主体的に執筆する議会報」が誕生した。一方懸案の議会報告会については、全国的に成功事例が見当たらない中、代替の広報手段として、議長団による定例記者会見を提案し、承認頂き、試行実施が開始された。

常任委員会の活性化についても腐心したところであり、各委員会には常任委員会運営ガイドラインの適切な運用を促した。議長団として、正副委員長と担当書記にヒアリングを求めたり、委員会の横の情報交換を目的とした正副委員長懇談会、さらには担当書記を集めての懇談会など適宜開催し、議会全体の問題意識を高め、ガイドラインの改定にも至った。

対外的には、各種議長会（全国・中核市・近畿・兵庫県・阪神）における役職も多岐にわたり、特に平成29年度は兵庫県市議会議長会の会長市となることから事務量の大幅増加が見込まれ、それに備えた事務局の増員・強化と準備作業が急務である。昨年末、新年度議会予算の策定にあたり、議長経験者懇談会を開催した席上でも、県議長会会長の重さに心配する声がかかれた。人事の件は、議長団として定

員増の条例改正等、既に市長をはじめ担当部局に依頼済みであるが、内局での人事や事務事業のあり方についても、適正化、効率化を図り、より機動的な組織運営を目指すべきである。組織体制としては庶務課を総務課に改編し、議事調査課と併せ事務局全体の事務分掌の整理を行う。

議長団の日常業務は、議会運営、当局対応、対外接遇等いずれも増加傾向にあり、日程管理上秘書チームとのより密接な連携が求められ、NAIS-Netでの日程管理は欠かせない。また議長団と事務局の意思疎通、情報共有化を図る時間は死守し、対外的な齟齬があってはならない。決定事項は粛々と事務が遂行されるべき一方、緊急性、効率性が求められる場合は、議長団が適宜、事務手続きに優先して積極的に調整に走り、スピード感をもって結論を得るべきである。特に市長、副市長との協議の場は重要であり、健全な対峙関係を構築するための必要条件である。

現在、本市議会での懸案事項は上述の諸課題の他、会派主義のあり方、5常任委員会の検証、議長（議員）公務の範囲について、旅費計上のあり方、議会内設備の合理化・更新について、等々広範におよび、我々27年度議長団の力の及ぶところではない。しかしながら次期以降の議長団が率先して議論に臨み、議会が一体となって時勢に即した結論が導かれる事を望んでいる。

今年度の議長事務引継にあたり概要を記述したが、この草稿が「正副議長ガイドライン」の原型として改訂を続け、将来的に議会基本条例の理念の一つとして加筆される事を願っている。

以 上

前議長から新議長に引継ぎすべき課題は、以下に記載のとおりです。

《庶務課 所管事項》

1 政務活動費について

・領収書等のホームページでの公開及び議長勧告（添付資料あり）

領収証等の証拠書類のホームページでの公開については、平成27年3月3日開催の議会運営委員会において実施が確認され、平成27年度の旧任期（4/1～6/10）分については、昨年10月30日から公開している。新任期（6/11～翌3/31）分については、現在公開に向け作業を進めている。

政務活動費その他必要書類の内容が適切でないときや、政務活動費の適正な運用のため必要があると認めるときは、「政務活動費の交付に関する規則」第9条の規定に基づき、「議長勧告マニュアル」にしたがって議長勧告を出す。

議長勧告については、平成25年の制度実施後、収支報告書の提出期限が守られなかったことから、これまでに2度にわたって発されている（平成26年度分の提出時、平成27年度旧任期分の提出時）。

なお、事務局が収支報告書の確認作業を行う中で疑義を持った点などについて議長に報告し、議長から該当議員へ直接面談し事情を聴取することで疑義が解決し、勧告に至らなかったケースもある。

・今後に向けて

今後は、領収書等をネット公開する自治体が増えると考えられるが、他の自治体よりも先行して公開した本市議会としては、より市民にわかりやすいものとするために、ホームページで公開される各種証拠書類等のブラッシュアップを目指していくことが必要である。統一様式の使用はかなり浸透してきているが、より一層徹底し、記入も丁寧に、わかりやすいものとすることを意識させるよう、啓発すべきと考えている。

また、議長勧告を行ったものについては、今後、ホームページでの公開などについても検討する必要がある。

2 議会関係予算について

・賛助金の取扱い（添付資料あり）

団体が実施している活動について、その活動の趣旨に賛同し力添えのため団体からの依頼に基づき、議長交際費より賛助金を支出している（平成27年度は8団体）。しかしながら、今後も限られた予算の中で、すべての団体に対して公平に賛助金を支出することは困難であると考えられるため、議長経験者からもご意見をいただいたうえで一定の考え方の整理を行い、今年度より「支出のある賛助」については一律廃止とし、賞状の交付など、賛助金の支出をともなわない賛助のみとすることとした。このことについては、5月17日開催の議会運営委員会で報告した。また、市長部局・教育委員会をはじめ、関係団体にも連絡済みである。

・ **全国市議会議長会関連の研究会の取扱い**

現在、本市では、「全国自治体病院経営都市議会協議会」及び「都市行政問題研究会」に参加しており、これらに加えて、「全国高速自動車道市議会協議会」へも参加してはどうかとの意見も出されたところである。

しかしながら、近年のインターネット環境の充実により、あえて研究会に参加しなくてもその研究成果を容易に入手できるようになっており、さらには、来年度に本市が兵庫県市議会議長会の会長市となることから、議長・副議長の業務が多忙になることが予想される。

これらの状況を踏まえ、また、議長経験者からご意見もいただいて検討した結果、「全国自治体病院経営都市議会協議会」は継続するが、「都市行政問題研究会」は今年度限りで退会することとし、「全国高速自動車道市議会協議会」への参加は見送ることとしたい。

3 市議会議長会について

・ **現状（添付資料あり）**

現在、本市は、全国・中核市・近畿・兵庫県・阪神の各市議会議長会に加入しており、それぞれにおいて定期的に総会・事務局長会を開催して、各市の抱えている共通の課題についての情報共有や、国に対する要望活動などに努めている。

次期議長の全国市議会議長会における役職は、先に開催された総会において地方行政委員会委員に選任された。また、全国自治体病院経営都市議会協議会では理事に選任された。

・ **国への要望（添付資料あり）**

平成28年度に、本市から阪神市議会議長会において提案した「水道施設耐震化の促進に対する財政支援の拡充・強化について」と、「防犯カメラと位置情報通知サービスの導入」の2件の要望案が兵庫県市議会議長会で採択され、8月22日に国へ要望することとなった。

・ **兵庫県市議会議長会の会長市就任に向けて**

上記のうち、兵庫県市議会議長会については、本市が来年度に会長市を務める予定である（昨年度は尼崎市、今年度は明石市が務めている）。

今年度のうちに明石市や尼崎市に協力をいただいて、課題や問題点、会長市としての業務量を正確に把握したうえで事務局の体制を整備し、来年度に会長市の役割が適切に務められるよう準備を進める必要がある。

なお、今年度予算において、嘱託職員の予算を計上しているが配置には至っておらず、経験豊富なOB職員の配置に向けて事務局が引き続き人事課と調整する。

4 諸課題について

・議会棟の有効活用

近年開催されている連合審査会の折には、適当な広さの委員会室がないなどの課題が生じており、議会棟内の各種部屋の配置について検討する必要がある。図書室、各委員会室、また現在本会議中の親子視聴室となっている2階の議員待遇者談話室の配置のあり方や、活用方法について事務局に検討を指示している。

・議員旅費のあり方

公務で支給される議員旅費は、現在、職員の旅費基準を準用して支給されているため、新幹線を利用して出張した場合、「のぞみ」「みずほ」の指定席代が支給されない。また、視察や出張は、原則として市役所（議会棟）が起点となっており、管内や近接地へ委員会視察する際の現地集合や現地解散の課題、公務での自家用車の利用、政務活動における交通費の取り決めとの間で整理すべき課題など、職員の旅費規程の準用にかかわる課題整理について事務局に検討を指示している。

・議長車の運用のあり方

現在、議会における運転手は1名となっており、労務管理上、運転手の休暇取得日の代替手段を整えておく必要がある。また、議長車の運用のあり方については、事務局と協議して整理・明確化すべき課題がある。

5 正副議長団と事務局との連絡調整について

正副議長団と事務局との間において情報共有を図るため以下の点に留意した。

- ①当局からの議案や配布資料等の説明の際には、事務局長が同席のうえ正副議長がそろって聞くように努める。
- ②事務局との間で24時間連絡が取れる態勢に努める。
- ③正副議長室を退室・中座するときは、前室事務員に行き先及び帰着時間を知らせておく。議会棟内にいる場合でも正副議長室への在室・不在を出退表示板で明確にする。
- ④来客があるときは、事前に前室事務員に報告しておく。
- ⑤原則として金曜日に次週の日程について秘書チーム職員と確認・調整する。
- ⑥決裁の迅速化を図るため、決裁書類は副議長決裁後、自ら議長室へ持参する。

6 議会事務局の体制強化について

議会事務局内の限られた人員のなかで、職員間の情報共有を強化し、より迅速かつ効率的に業務を遂行するため、本年4月より、局長及び議長秘書の執務室を議長室前室から移動した。その結果、議会事務局内においてこれまで以上に情報共有の強化が図られ、それぞれの業務において連携した対応が可能となっている。

議会の活性化や機能強化のためには、議会事務局の体制強化が不可欠であり、今後、事務局内において平成29年度から「庶務課」を機能強化を行ったうえで「総務課」に改称するなど、所掌事務を整理する必要がある。あわせて、職員定数（現在18人）の増も視野に入れて人的強化を検討する必要がある。

1 西宮市議会基本条例について

前任期の議会改革特別委員会において約4年間にわたる協議・検討を経て、西宮市議会基本条例が平成27年3月定例会で全会一致により制定され、同条例施行規程とともに同年6月11日に施行されている。

本条例は、前文及び19条の条文で構成され、議会及び議員の責務、議会役職、議員報酬の考え方、委員会の目的及び責務、情報公開、政務活動費、広報及び意見募集、研修及び調査研究などが定められている。

また、施行規程では用語の定義として施策研究テーマ、反問権、反論権などが定義され、以下、災害発生時の議員の対応、議長及び副議長の役割、委員長及び副委員長の役割、議会運営委員会に関する会派及び交渉団体、一問一答制、情報公開の方法、広報及び意見募集の検証、視察など、条例の細目が定められている。

なお、条例及び施行規程で規定されている正副議長の職務及び役割は次のとおりである。

○西宮市議会基本条例 ※抜粋

(役職者の職務)

第6条 議会役職者は、法及び関係条例等に定める職務のほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 議長は、西宮市議会委員会条例（平成6年西宮市条例第34号。以下「委員会条例」という。）に定める委員会の運営について、進捗管理、助言及び改善の勧告並びに政務活動費適正処理に関する勧告を行う。

○西宮市議会基本条例施行規程 ※抜粋

(議長、副議長の役割)

第4条 議長は、条例第6条第1号に規定する委員会の運営について、次に定めるところにより、その進捗状況の評価及び管理を行うものとする。

(1) 評価

ア 議長は、委員会の進捗状況について、当該委員長から報告を受けること。

イ 議長は、各委員会の所管事務懇談会、事前調整会、休会中審査の開催状況及び施策研究テーマの設定と進捗、視察実施前後の手順の進捗等について客観的評価（委員会の活動状況を点検することをいう。）を行うこと。

(2) 管理

ア 議長は、適切でないと評価した委員会に対し、必要な助言を行うこと。

イ 議長は、助言を経てもなお委員長職務が改善されない場合は、文書をもって委員長にその改善を勧告すること。

2 議長及び副議長は、議会運営にあたり次の各号に規定する事項に努めなければならない。

(1) 式典等においても議会広報を兼ねるよう心掛けた挨拶を行うなど、議会の代表として、積極的に議会活動に関する広報を行うこと。

(2) 危機管理上の配慮として、やむを得ない場合を除き、議長及び副議長が同時に市内を離れないよう心掛けること。

2 選挙期日と議員任期のずれについて

阪神・淡路大震災直後の特例により選挙期日と議員任期に約2か月のずれが生じている問題について、平成27年8月24日の議会運営委員会において委員長から提起があり、同日、今後本件を議題として協議していくことが確認された。その後、同年9月4日に新聞等で兵庫県議会が任期ずれの解消に取り組む方針を固め、検討が始められたことが報道された。

また、平成27年12月24日には、本市と同様の課題を抱える神戸市会及び芦屋市議会と「3市選挙期日と議員任期のあり方に関する連絡会」（以下「3市連絡会」という。）を設置し、3市で情報共有を行うとともに、議会運営委員会では、兵庫県議会における検討状況についても情報収集しながら、協議を進めてきた。

このような中、兵庫県が設置する「選挙期日と議員任期のあり方検討会」において、平成28年2月12日に正副座長試案（下記）が示され、兵庫県議会、神戸市会、芦屋市議会がそれぞれ全会一致で本案に賛同することが確認される中、西宮市議会でも平成28年4月14日開催の議会運営委員会において全会派及び無所属議員が同案に賛同する旨が確認された。

【正副座長試案】

議員任期と選挙期日のズレの解消策については、次期（平成31年6月～）の議員任期を約3年10ヵ月に短縮する特例法の制定を国に求めることとする。

国への働きかけに係る目途については、平成29年1月頃に招集予定の通常国会において法案が提出され、成立することをめざすこととする。

この特例法の成立により、次回選挙は、短縮された議員任期のもと、これまでどおり統一地方選挙で実施することとなる。

以上の結果、次々回（平成35年4月）の統一地方選挙において、ズレを解消する。

以上のことにより、平成28年4月20日開催の県・3市連絡会において、関係自治体（兵庫県議会、神戸市会、西宮市議会、芦屋市議会、芦屋市長）の意見がまとまったことが正式に確認され、今後は関係自治体が一致して特例法制定を要望していくこととし、今年秋の臨時国会での法案提出も視野に入れて今後取り組んでいこうという動きとなった。

また、同連絡会において、実務的な作業を進めるために、議会事務局の各担当課長で構成する「県3市議会推進会議」が立ち上げられている。（西宮市議会は、議事調査課長及び庶務課長が担当）

【要望活動の進捗】

○平成28年6月6日（月）午後3時～ 総務大臣要望（高市早苗衆議院議員）

（参加者）兵庫県議会：石川議長、兵庫県：井戸知事、神戸市会：守屋議長、
西宮市議会：大川原議長、大石副議長、芦屋市議会：畑中議長、寺前副議長、
芦屋市：山中市長、国会議員（同席）：谷宏一衆議院議員

○平成28年6月6日（月）～6月7日（火） 総務省幹部職員及び他の国会議員要望

【総務省幹部職員】

大泉淳一選挙部長、赤松俊彦選挙課長、淵上俊則自治行政局長、宮地毅自治行政局官房審議官、境勉行政課長と面談

【国会議員】 稲田朋美衆議院議員（自由民主党政調会長）、山田賢司衆議院議員と面談

鴻池祥肇参議院議員、細田博之衆議院議員、逢沢一郎衆議院議員、山本香苗参議院議員は秘書を通じ要望書を提出。

なお、総務大臣要望の後、兵庫県議会では6月7日に「選挙期日と議員任期のあり方検討会」が開催され、別添資料『「選挙期日と議員等の任期にかかる特例法制定」の要望活動について』により活動状況の報告がされたため、西宮市議会でも6月10日の議会運営委員会で当該資料を基に報告を行った。

なお、総務大臣からは、「①任期を短縮した先例がないことや他の議会への波及も気になること、また他の選択肢も考えられる中で、閣法ということには慎重にならざるを得ないこと。」、「②議員立法による場合も、しっかりとした議論と各会派への丁寧な根回しが必要であること。」など慎重な御意見も頂戴する一方で、地元の意見を重く受け止めるとのコメントをいただいた。

今後の要望活動については、「①総務省への協議を進めつつ、閣法と議員立法の両にらみで取り組むこと」、「②各政党の役員並びに選挙制度関係者等、国会議員については、速やかに要請活動を行うこと」、「③県選出国会議員への要請活動は、①②の事や参議院選挙後の政治日程なども踏まえて、適切な時期に説明会の開催等を行うということ」が、今後の要望活動で行っていかねばならないこととして挙げられており、秋の臨時国会での法案提出を視野に入れて、今後一層、要請活動等に力を入れていかねばならない。

3 記者会見について

(1) 記者会見について

平成27年度中に、下記の内容で正副議長主催の記者会見を行った。

① 平成27年12月24日（木）

3市議長合同記者会見（選挙期日と議員任期のずれ）※西宮市議会で開催

② 平成27年12月25日（金）

議長声明「市長の対応について」にかかる記者発表 ※西宮市政記者クラブで実施

③ 平成28年 1月18日（月）

県立西宮病院と市立中央病院の経営統合を求める意見書の回答にかかる記者会見

④ 平成28年 3月22日（火）

定例会終了後の正副議長による記者会見

(2) 定例会終了後の正副議長による記者会見について

12月定例会後に行った記者会見（上記の①、②、③）は、いずれも一定の反響があり、情報発信媒体として有効であったことから、広報広聴特別委員会で協議中の「議会報告会」の開催に当面代わる早期実現可能な方法として、定例会終了後に定例記者会見を開催することを、広報広聴特別委員会に提案した。

協議の結果、全会派が実施することに賛成又は了とされたため、平成28年3月定例会最終日に第1回目となる「定例会終了後の正副議長による記者会見」を実施した。

なお、記者会見に際しては、あらかじめ委員会ごとに正副委員長と懇談する場を持ち、各委員会の活動状況の進捗や注目すべき付議事件等がないかなどについて確認した。

また、記者会見で説明する内容については、正副議長がブリーフィングペーパーを作成し、事前に議会運営委員会でその内容を確認することとされている。

平成28年3月定例会における記者会見の実施までの流れは、以下のとおりである。

【実施までの流れ】（平成28年3月定例会）

- ① 平成28年3月17日（木） 常任委員会及び広報広聴特別委員会の正副委員長と面談
- ② 平成28年3月18日（金） 議会運営委員会の正副委員長と面談
- ③ 平成28年3月18日（金）～3月21日（月・祝） ブリーフィングペーパーを作成
- ④ 平成28年3月22日（月）
 - ・ 8時45分ごろ、事務局で原稿案を確認
 - ・ 9時30分から、議運で、原稿案を報告→各派持ち帰り（正午までに議長報告）
 - ・ 15時05分から、議運で修正後の原稿案を確認
 - ・ 17時25分から、記者会見を実施（終了：18時21分）

平成28年3月定例会の記者会見を踏まえ、広報広聴特別委員会で今後定例化するかどうかについて協議された結果、1回の実施でただちに判断するのではなく、6月定例会以降も試行実施を続け、定例会ごとの傾向等も把握した上で定例化を判断することとなった。

また、3月定例会では、記者会見当日（議会運営委員会での原稿確認～記者会見まで）の行程が煩雑であり、その周知も十分でなかったことから、広報広聴特別委員会における検証

の中で6月定例会の行程案（別紙）を示し、次回の確認を行った。6月定例会でも常任委員会3日目の翌日が最終日となるため、煩雑な行程となることが予想されるが、9月定例会以降は記者会見を考慮した会期日程の設定についても検討すべきであると考えている。

4 常任委員会正副委員長及び書記との懇談会について

議長及び副議長の役割として、各委員会の正副委員長及びその担当書記と情報交換等を行うことが、円滑に委員会運営を進める上で非常に重要であると考え、平成27年度には下記3回の懇談会をそれぞれ開催した。

① 平成27年12月 8日（火）

常任委員会正副委員長との懇談会（管外視察の検証など委員会運営についての意見交換）

② 平成28年 4月20日（水）

常任委員会担当書記との懇談会（常任委員会運営ガイドラインの見直しなどの意見交換）

③ 平成28年 5月 9日（月）

常任委員会正副委員長との懇談会（常任委員会運営ガイドラインの見直し案に対する意見聴取）

以上により、正副委員長及び担当書記から聴取した意見をもとに、常任委員会運営ガイドラインの見直し案（議会運営委員会で確認された事項の追記、視察における正副委員長の職責の明確化など）について平成28年5月17日の議会運営委員会に報告し、ガイドラインを改正したところである。

今期は、管外視察の随行が再開されたこと、また常任委員会運営ガイドラインが発行されて1年が経過することなどから、それらを中心に意見交換を行ったところであるが、各委員会における先進的な活動事例や懸案事項などを把握し、正副委員長同士で共有することは、常任委員会の活性化においても必要不可欠であるため、今後も情報交換の場を持たれることに是非取り組んでいただきたい。

5 広報広聴特別委員会について

平成27年6月定例会において、議会の広報及び情報の取扱いに関する件を所管する「広報広聴特別委員会」が設置され、付議事件は以下に掲げる事項であり、その進捗状況は別紙資料「広報広聴特別委員会中間報告」の通りである。

① 議会だよりに関する件

② 議案等の電子化に関する件

③ 本会議のインターネット中継に関する件

④ 議会報告会に関する件

⑤ 議会ホームページに関する件

⑥ 議会基本条例に掲げる議会情報の自主公開に関する件

⑦ その他議会の広報及び情報の取扱いに関する事項

また、現在協議中の住民参加型議会企画（「議会報告会」から名称変更）において、本年10月22日（土）開催予定の「第41回にしのみや市民祭り」（以下「市民まつり」という。）に西宮市議会として共催参加することが確認されている（他に、西宮市及び西宮市教育委員会も共催）。

現在、広報広聴特別委員及び有志の議員が定期的に検討会議を開催し、企画内容など実施に向けた検討を進めているところである。

なお、西宮市議会における広報及び意見募集の取組みについては、議会基本条例及び同条例施行規程において定期的に（毎年少なくとも1回は）その効果検証し、必要があるときはその方法の見直しを図るものとされている。

○西宮市議会基本条例 ※抜粋

第10章 広報及び意見募集

（責務及び検証等）

第17条 議会及び議員は、市民との相互信頼を深め、市政の調査研究及び提言に役立てるために、積極的な広報及び意見募集に努めなければならない。

2 議会及び議員は、本条例施行規程の定めに基づき、前項の広報及び意見募集を行い、議会はその効果を定期的に検証し、必要に応じ同規程の見直しを図るものとする。

○西宮市議会基本条例施行規程 ※抜粋

（広報及び意見募集の検証）

第12条 条例第17条第2項の規定に基づき、毎年少なくとも1回は、広報及び意見募集の効果を検証することとし、必要があるときはその方法の見直しを図るものとする。

6 資料のデジタル化について

（1）同期機能の活用

平成27年12月定例会から導入した議会資料閲覧システム及びタブレット端末について、議会運営委員会及び広報広聴特別委員会を中心に活用を進めているところであるが、端末の有効活用及び利用促進につなげることを目的として、常任委員会においても閉会中の所管事務調査の際にスマートセッションの同期機能を試行的に活用しているところである。なお、会期中の常任委員会については、当局への負担も考慮し、事務局の担当書記がタブレット操作を行うなど、可能な範囲で実施している。

（試行実施の流れ）

- ①所管事務調査の事前説明の際に、議長から同期機能を用いた説明を当局に依頼。
- ②当局の担当課長に対し、事前に担当書記からタブレットの操作方法を説明。
- ③当日は当局にタブレットを貸与し、担当課長又は補助出席する係長等が操作。

今後はこの同期機能の取扱いをどのようにしていくべきか（運用の制度化、議員間協議等にも利用を拡大、委員会ごとの裁量に任せるなど）についても検討していく必要がある。

(2) 勉強会等の実施

議会資料閲覧システム及びタブレットの活用状況については、議員ごとに利用や習熟度に差が生じていることから、その活用を進めるための勉強会等の実施を広報広聴特別委員会に提案した。協議の結果、まずは操作が苦手な議員への基本操作研修を実施することとなったため、平成28年5月25日、6月7日の2日間で延べ8人の議員に対し事務局が操作研修を行った。今後は、議員同士が活用方法等について意見交換・情報共有が行える場として、勉強会の開催についても検討しているところである。

7 議場における写真・ビデオ撮影について

議場における写真・ビデオ撮影については、平成15年の会派代表者会議における申合せをもとに運用されてきたが、近年その解釈をめぐるトラブルとなる事案が生じたことから、その解釈の統一などについて議会運営委員会に諮問し、広報広聴特別委員会で具体的な協議が行われた。

広報広聴特別委員会では、従前の申合せ（議員が演壇に登壇しているときに、主として当該議員のみを撮影するものとする。）を抜本的に見直し、登壇時に限らず対面式質問席や議席の撮影も可とすること、議員の質問だけではなく理事者答弁の撮影も可とする申合せ案が確認された。また、申合せに反する撮影行為への対応として、「議場における写真・ビデオ撮影等にかかる禁止行為の対応指針」を作成し、撮影許可申請書の提出に合わせて申請議員及び撮影者に誓約書の提出を求めることが合わせて確認された。

一方、理事者からは撮影対象に理事者が含まれた場合、その映像の利用方法を懸念する意見が提出されたため、正副議長及び広報広聴特別委員長で市長等の理事者と協議し、「西宮市議会インターネット中継の実施に関する要綱」における録画中継データの二次利用に相当する項目を盛り込み、利用に際しては議長の許可を要件とすることで意見の調整を行った。

以上により、別紙の申合せ案、対応指針案、誓約書案が去る6月10日開催の議会運営委員会で報告・確認され、また理事者からもこれらの案に異議がないことも合わせて確認された。

また、理事者から同種の写真・ビデオ撮影の申請があった場合は、議会運営委員会で確認の上、本申合せ案に準じた条件を付して議長がこれを許可すること、また、撮影者が対応指針に基づく議長の撮影中止の宣告に従わない場合には、傍聴規則（第12条第6号適用）により退場を命じることについても運用上の補足として確認された。

8 本会議における速記業務の見直しについて

本会議録については、長年、本会議場に速記士を配置（現在は、委託による派遣）して翻訳作業を行ってきたが、近年、他の市議会では受託業者に音声データ等を送付して翻訳する方法が主流となってきているため、本市議会でも平成29年度を一定の目途として速記業務の見直しを行うよう事務局に指示し、議会運営委員会にもその旨報告しているところである。